

要 約 版

第 1 章 指導監査の概要

1 一般監査の概要

令和 7 年度に実施した一般監査の概要は次のとおりです。

なお、中核市である長崎市及び佐世保市に所在する社会福祉施設・事業所等の指導監査については当該中核市が行い、また、各市に所在する社会福祉法人のうち当該市内のみで事業を行う法人の指導監査については当該市が行っています。

(1) 社会福祉法人

114 法人のうち、43 法人（37.7%）に対して指導監査を行いました。

指導監査を行った法人に対し文書指摘を行った法人の割合は 25.6%（以下「指摘率という。」）（11 法人）で、指摘事項の件数は 19 件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【法人運営】

- ・評議員・評議員会に関すること（4 件）
- ・理事に関すること（3 件）

【管理】

- ・会計管理に関すること（6 件）

となっています。

このため、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保に向けて、監査機能の向上、経理事務の適正化等について、引き続き指導していく必要があります。

(2) 社会福祉施設

社会福祉施設とは、老人福祉施設等（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス、有料老人ホーム等）、児童福祉施設（保育所、児童養護施設等）、障害者（児）福祉施設（障害児入所施設、視聴覚障害者情報提供施設）を指します。

574 施設のうち、425 施設（74.0%）に対して指導監査を行いました。

指摘率は 13.9%（59 施設）で、指摘事項の件数は 74 件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

○老人福祉施設等では、

【入所者処遇】

- ・適切な給食の提供等が不十分（２件）

○児童福祉施設では、

【運営・管理】

- ・災害等事故の防止対策が不十分（６件）

【職員処遇】

- ・給与・各種手当の支給が不適正（１５件）

【経理事務】

- ・工事、高額物品購入事務処理が不適切（７件）

○障害者（児）福祉施設では、

【運営・管理】

- ・身体拘束等の適正化委員会開催の記録等が不十分（１件）

となっています。

このため、適正な職員処遇及び会計処理等について、引き続き指導していく必要があります。

（３）介護保険施設・介護サービス事業所

介護保険施設・介護サービス事業所については、１，４６５施設・事業所のうち、４３０施設・事業所（２９．４％）に対して運営指導を行いました。

指摘率は１７．２％（７４施設・事業所）で、指摘事項の件数は１１２件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【人員に関する基準】

- ・職員の不足、必要な資格が無いなど（４件）

【運営に関する基準】

- ・虐待防止の対策が不十分（４９件）
- ・衛生管理が不十分（１６件）
- ・業務継続計画に係る対策が不十分（５件）

【介護報酬の算定及び取扱い】（２３件）

- ・各種加算の算定の誤り など

となっています。

このため、サービス提供責任者や生活相談員等の職員の適正配置、介護サービス計画の適切な作成・変更及び利用者等への説明や同意の取得、介護報酬の加算請求の適正化とともに、利用者の意思・人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスが提供されるよ

う、引き続き指導・助言していく必要があります。

(4) 障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所

障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所については、1, 297事業所のうち、383事業所(29.5%)に対して運営指導を行いました。

指摘率は50.1%(192事業所)で、指摘事項の件数は400件となっています。

文書指摘の多かったものから項目別に見ると、

【運営に関する基準】

- ・運営規程の不備(77件)
- ・衛生管理が不十分(36件)
- ・虐待防止の対策が不十分(32件)
- ・内容・手続きの説明・同意が不十分(24件)
- ・利用料の受領に関する不備(20件)
- ・個別支援計画の取り扱いが不十分(18件)
- ・会計処理区分が不明確など(17件)

【介護給付費等の算定及び取扱い】(58件)

- ・各種加算の算定及び取扱いが不適切
- ・加算対象とならないものを誤って算定 など

となっています。

このため、利用者支援を第一に考えた運営を求める必要があることから、運営規程の見直し、介護給付費等の適切な算定、衛生管理の徹底、虐待防止等の適正化のための対策を検討する委員会の設置・開催、内容・手続きの説明・同意の徴取の徹底等について、引き続き指導・助言していく必要があります。

2 特別監査の概要

県民からの情報提供等により4件の特別監査を実施し、3件の行政指導を行いました。その他、令和8年度への継続が1件となっています。

3 指導監査の実績

区 分		監査対象数	実地指導監査数	実施率(%)
社会福祉法人		114	43	37.7
法人計		114	43	37.7
老人福祉施設等		275	128	46.5
児童福祉施設(障害児入所施設を除く)		289	289	100.0
女性自立支援施設		1	1	100.0
児童福祉施設(障害児入所施設)		7	5	71.4
身体障害者施設(視聴覚障害者情報提供施設)		2	2	100.0
社会福祉施設計		574	425	74.0
介護 保険 施設・ 事業所	介護保険施設(施設サービス)	111	41	36.9
	居宅サービス事業所	863	242	28.0
	介護予防サービス事業所	491	147	29.9
	計	1,465	430	29.4
障害 福祉 事業所	障害福祉サービス事業所	955	243	25.4
	障害児通所支援事業所	342	140	40.9
	計	1,297	383	29.5
法人・施設・事業所 合計		3,450	1,281	37.1
措 置 等 機 関	老人福祉関係市町	19	6	31.6
	児童福祉関係市町	19	10	52.6
	児童相談所(児童・障害)	4	2	50.0
	女性相談支援センター	1	1	100.0
	障害福祉サービス関係市町	21	11	52.4
	計	64	30	46.9
総 合 計		3,514	1,311	37.3

監査対象数は、令和7年4月1日現在

4 文書指摘の主な事項（年度別）

【社会福祉法人】

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	前年度比 (%)
指導監査対象法人数	111	111	111	112	114	101.8
指導監査実施法人数 (A)	35	38	43	55	43	78.2
文書指摘を受けた法人数 (B)	20	24	14	14	11	78.6
B/A	57.1%	63.2%	32.6%	25.5%	25.6%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
I 法人運営	28	43	16	29	11	37.9
1 定款 ・必要事項が記載されているか。 ・所定の手続きを経ているか。等	4	5	5	3	1	33.3
2 内部管理体制(特定社会福祉法人) ・内部管理体制が理事会で決定されているか。等	0	0	0	0	0	—
3 評議員・評議員会 ・要件を満たす者が適正な手続きにより選任されているか。 ・評議員の数は法令及び定款で定める員数か。等	10	14	6	8	4	50.0
4 理事 ・欠格事由を有するものが選任されていないか。 ・含まれなければならないものが選任されているか。 ・理事長、業務執行理事は理事会で選任されているか。等	0	5	1	4	3	75.0
5 監事 ・法令、定款に定める手続きにより選任、解任されているか。 ・欠格事由のある者が選任されていないか。 ・法に定める業務を行っているか。等	1	3	1	2	2	100.0
6 理事会 ・法令、定款の定めにより開催されているか。 ・決議は法令、定款の定めにより行われているか。等	13	11	3	8	1	12.5
7 会計監査人 ・定款の定めにより設置、選任されているか。 ・法令の定めにより会計監査を行っているか。	0	0	0	0	0	—
8 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬 ・報酬等が法令で定めるところにより支給されているか。 ・報酬等の支給基準を法令の定める手続きで定め、公表しているか。 等	0	5	0	4	0	—
II 事業	2	7	1	1	0	0.0
1 事業一般 ・定款に従い適正に実施されているか。 ・「地域における公益的な取組」を実施しているか。	1	3	0	0	0	—
2 社会福祉事業 ・適正に実施されているか ・必要な資産を有しているか。	0	0	0	0	0	—
3 公益事業 ・適正に実施されているか	1	2	1	0	0	—
4 収益事業 ・適正に実施されているか	0	2	0	1	0	—
III 管理	16	17	6	10	8	80.0
1 人事管理 ・法令に従い、職員の任免等人事管理を行っているか。	0	0	0	0	0	—
2 資産管理 ・基本財産の管理運用が適切になされているか。 ・基本財産以外の資産の管理運用は適切になされているか。等	3	1	0	2	1	50.0
3 会計管理 ・収支予算は適正に編成、執行されているか。 ・予算の執行、資金等の管理体制が整備されているか。 ・資産の評価は適正に行われているか。 ・会計帳簿は適正に整備されているか。等	12	14	6	7	6	85.7
4 その他 ・社会福祉法人の関係者に特別の利益を与えていないか。 ・社会福祉充実計画に従い事業が行われているか。 ・福祉サービスの評価、質の向上の措置を行っているか。等	1	2	0	1	1	100.0
合 計	46	67	23	40	19	47.5

【社会福祉施設】

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	前年度比 (%)
指導監査対象施設数	581	582	578	573	574	100.2
指導監査実施施設数 (A)	438	428	416	424	425	100.2
文書指摘を受けた施設数 (B)	132	96	85	70	59	84.3
指摘率(B/A)	30.1%	22.4%	20.4%	16.5%	13.9%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 運営・管理	85	62	52	33	27	81.8
① 就業規則、管理規程等の不備、実態との乖離	28	14	17	6	2	33.3
② 災害等事故の防止対策が不十分	17	15	14	3	7	233.3
③ 非常勤職員の雇用形態が不十分	3	0	2	1	0	—
④ 労働基準法に基づく届出なし	2	1	1	2	2	100.0
⑤ その他	35	32	18	21	16	76.2
2. 入所者処遇	60	32	23	18	15	83.3
① 入所者の預り金の管理、取扱いが不十分	0	0	0	0	0	—
② 遺留金品・入院患者日用品費の取扱いが不適切	0	0	0	0	0	—
③ 入所者の健康管理が不十分	3	0	4	1	2	200.0
④ 給食の提供が不十分	4	3	3	3	6	200.0
⑤ その他	53	29	16	14	7	50.0
3. 職員処遇	66	16	28	17	15	88.2
① 給与規程が不備、実態と乖離等	12	4	4	2	0	—
② 勤務体制の整備が不十分	0	0	0	0	0	—
③ 給与・各種手当の支給が不適正	42	10	22	15	15	100.0
④ 退職共済制度への加入が不適切	0	0	0	0	0	—
⑤ その他	12	2	2	0	0	—
4. 経理事務	38	55	34	43	17	39.5
① 会計処理が不適切	15	16	4	9	6	66.7
② 工事、高額物品購入事務処理が不適切	6	16	10	11	7	63.6
③ 繰入金の処理が不適切	0	0	0	0	0	—
④ 会計責任者等への辞令なし	0	0	0	1	0	—
⑤ その他	17	23	20	22	4	18.2
合 計	249	165	137	111	74	66.7

【介護保険施設・介護サービス事業所】

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	前年度比 (%)
運営指導対象施設・事業所数	1,445	1,433	1,450	1,443	1,465	101.5
運営指導実施施設・事業所数 (A)	235	438	304	459	430	93.7
文書指摘を受けた施設・事業所数(B)	14	25	31	90	74	82.2
指摘率(B/A)	6.0%	5.7%	10.2%	19.6%	17.2%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 人員に関する基準	13	27	17	14	4	28.6
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	13	27	17	14	4	28.6
2. 設備に関する基準	0	0	0	2	0	—
① 設備、居室、病室などの不備	0	0	0	2	0	—
3. 運営に関する基準	10	13	12	129	85	65.9
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	0	0	1	0	2	—
② サービス提供の記録などの不備	0	0	0	0	0	—
③ 利用料の受領に関する不備	0	0	0	0	0	—
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	7	10	0	1	2	200.0
⑤ 運営規程の不備	0	0	3	0	0	—
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	1	2	5	11	2	18.2
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	0	0	0	0	0	—
⑧ 衛生管理が不十分	2	0	0	35	16	45.7
⑨ 個人情報取扱いの不備など	0	0	0	0	2	—
⑩ 苦情解決体制が不十分など	0	0	0	0	0	—
⑪ 事故発生時の対策が不十分	0	0	0	0	3	—
⑫ 非常災害対策の不備	0	1	2	8	0	—
⑬ その他	0	0	1	74	58	78.4
(1)虐待防止の対策が不十分	—	—	—	36	49	136.1
(2)身体拘束等適正化のための対策が不十分	—	—	—	7	3	42.9
(3)業務継続計画に係る対策が不十分	—	—	—	24	5	20.8
(4)その他	—	—	—	7	1	14.3
4. 介護報酬の算定及び取扱い	1	8	10	18	23	127.8
5. その他	0	0	0	0	0	—
合 計	24	48	39	163	112	68.7

【障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所】

区 分	R3	R4	R5	R6	R7	前年度比 (%)
指導監査対象施設・事業所数	1,143	1,143	1,295	1,387	1,297	93.5
指導監査実施施設・事業所数 (A)	188	319	214	365	383	104.9
文書指摘を受けた施設・事業所数(B)	107	236	107	230	192	83.5
指摘率(B/A)	56.9%	74.0%	50.0%	63.0%	50.1%	
指 摘 事 項	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	指摘 件数	前年度比 (%)
1. 人員に関する基準	3	1	9	12	9	75.0
① 職員の不足、必要な資格が無いなど	3	1	9	12	9	75.0
2. 設備に関する基準	0	4	12	12	4	33.3
① 設備、居室、病室などの不備	0	4	12	12	4	33.3
3. 運営に関する基準	173	634	189	362	294	81.2
① 内容・手続きの説明・同意が不十分	5	14	6	9	24	266.7
② サービス提供の記録などの不備	23	12	6	6	5	83.3
③ 利用料の受領に関する不備	5	7	16	8	20	250.0
④ サービスの取扱方針の不備・不徹底など	0	3	16	23	10	43.5
⑤ 運営規程の不備	37	62	11	58	77	132.8
⑥ 勤務体制の確保が不十分など	17	33	8	38	3	7.9
⑦ 重要事項等の掲示が不十分	2	2	4	16	6	37.5
⑧ 衛生管理が不十分	1	20	0	38	36	94.7
⑨ 個人情報取扱いの不備など	2	5	2	6	4	66.7
⑩ 苦情解決体制が不十分など	3	3	0	2	2	100.0
⑪ 事故発生時の対策が不十分	6	7	2	2	1	50.0
⑫ 会計処理区分が不明確など	9	32	3	13	17	130.8
⑬ 非常災害対策の不備	16	70	19	19	7	36.8
⑭ その他	47	364	96	124	82	66.1
(1)個別支援計画の取扱いが不十分	17	30	17	6	18	300.0
(2)虐待防止の対策が不十分		139	26	76	32	42.1
(3)身体拘束等適正化のための対策が不十分		107	25	16	9	56.3
(4)その他	30	88	28	26	23	88.5
4. 介護給付費等の算定及び取扱い	52	62	46	56	58	103.6
5. その他	8	27	14	27	35	129.6
合 計	236	728	270	469	400	85.3